

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 一六
 - 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件 一六

- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 一九
- 生活保護法による指定医療機関の事業を再開した旨届出があった件 一九
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件二件 一九
- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 二〇
- 生活保護法による指定介護機関に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった件 二〇

- 生活保護法による指定介護機関を廃止した旨届出があった件 二二
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 二二
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 二二
- 県営土地改良事業計画を変更した件 二三
- 土地改良事業の施行を認可した件 二三
- 都市計画法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域を指定する件 二三
- 宅地造成等規制法により造成宅地防災区域を指定する件 二三

- 公 告**
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 三三
 - 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三三

告 示

福島県告示第十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の

円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十六年一月十七日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
伊南小野木クリニック	南会津郡南会津町古町字新坂口一―一	平成二十五年一月一日
あずま通りクリニック	福島市栄町一―二八 松ヶ丘ビル	同 年 一 月 一 日
手塚クリニック	同 市御山字清水尻五一	同 年 一 月 一 日
あおぞら薬局競馬場前店	同 市松浪町二―三三	同 年 一 月 一 日
みはる調剤薬局おやま店	同 市御山字検田八三―四	同 年 一 月 一 日
敦記念 田口医院	白河市郭内一―	同 年 一 月 一 日
廣瀬歯科医院	南相馬市原町区大町一―七六	同 年 一 月 一 日
菜のはなこどもクリニック	相馬市中村字川沼三〇七	〇月二日
医療法人社団メンタルクリニックなごみ	同 市沖ノ内一―二一八	同 年 一 月 一 日
そよ風薬局相馬店	同 市新沼字坪ヶ迫九八	同 年 一 月 一 日
つかのまち調剤薬局	同 市塚ノ町一―一四―七	同 年 一 月 一 日

（社会福祉課）

福島県告示第十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十六年一月十七日

福島県知事 佐藤雄平

名 称	所 在 地	変 更 前	変 更 後

藤田医院	東白川郡棚倉町大字棚倉 字北町二二	東白川郡棚倉町大字棚倉 字北町二二
------	----------------------	----------------------

(社会福祉課)

福島県告示第十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
平成二十六年一月十七日

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平	廃 止 年 月 日
伊南小野木クリニック	南会津郡南会津町古町字新坂口一―一	同	同	平成二十五年一〇月三十一日
中沢医院	福島市丸子字東前一	同	同	同 年 一 月 三 〇 日
ささや鈴木内科	同 市笹谷字片目清水三一―一〇	同	同	同 年 一 月 五 日
あずま通りクリニック	同 市栄町七―二五 斎藤胃腸科ビル	同	同	同 月 一 日
競馬場前薬局	同 市旭町九―二四	同	同	同 月 二 二 日
田口病院	白河市郭内一―	同	同	同 年 一 〇 月 三 一 日
広瀬歯科医院	南相馬市原町区大町一―七六	同	同	同 月 一 日
ひがし調剤薬局	同 市原町区高見町二―二二―一	同	同	同 月 三 一 日
菜のはなこどもクリニック	相馬市中村字川沼三〇―七	同	同	同 日
メンタルクリニックなごみ	同 市沖ノ内一―二―八	同	同	同 日
そよ風薬局相馬店	同 市新沼字坪ヶ迫九八	同	同	同 日

福島県告示第二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、

次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を再開した旨届出があった。
平成二十六年一月十七日

堀切薬局	福島市飯坂町湯野字湯ノ上三六	福島県知事 佐藤雄平	再開年月日 平成二十五年一二月九日
------	----------------	------------	----------------------

(社会福祉課)

福島県告示第二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。
平成二十六年一月十七日

氏 名	住 所	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平	指 定 年 月 日
菅野 光秀	福島市飯野町字経檀四七―七	同	同	平成二十五年九 月 一 〇 日
露久保 剛	栃木県那須郡那珂川町馬頭二五〇―一	同	同	同 年 一 〇 月 一 日

(社会福祉課)

福島県告示第二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。
平成二十六年一月十七日

氏 名	住 所	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平	指 定 年 月 日
田口 大	山形県山形市小白川町四一五―一	同	同	平成二十五年一 月 一 日
田中 浩	福島市南沢又字四辻一四―一	同	同	同 日

米良 道忠 二本松市亀谷一 亀谷池ノ入は 二本松市亀谷一 同 一年一

三 り・きゅうマツ 七一一 ○月一日

サージ米良治 療院

(社会福祉課)

福島県告示第二十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年一月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
昭和村地域包括支援センター	大沼郡昭和村大字小中津川字石仏一八三六	昭和村	福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島六五二	平成二十五年九月一日	介護予防支援事業
なのはな畑ホームヘルプサービスセンター	福島市豊田町一一〇	株式会社えるさ	同 県福島市豊田町一一〇	同 年 六月一日	訪問介護 介護予防訪問介護
小規模多機能型居宅介護事業所あつたかいご福島南	同 市島谷野字南光原二九一一	株式会社三協医療器械	岩手県紫波郡矢巾町流通センター南一一七一一七	同 年 二月一日	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
ておす	会津若松市本町二一〇	株式会社Lucstec	福島県会津若松市本町三一一〇	同 日	居宅介護支援事業

ひまわり茶屋居宅介護支援事業所	白河市金勝寺一一三	株式会社トモクヒまわり	同 県白河市池下向山一一三	同 日	居宅介護支援事業 介護予防支援事業
デイサービスセンター ひまわり茶屋	同	同	同	同 日	通所介護 介護予防通所介護
介護老人保健施設 陽さん	同 市郭内一一	田口 武人	同 市郭内一一	同 年 一月一日	通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護予防通所リハビリテーション
介護老人保健施設 陽さん	同 市郭内一一	同	同 市郭内一一	同 年 一月一日	通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護予防通所リハビリテーション
そよ風薬局 相馬店	相馬市新沼字坪ヶ迫九八	株式会社フアーマみらい	東京都世田谷区代沢五一一一	同 日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
デイケアはなみずき	二本松市根崎一一五五	医療法人社団慈水会	福島県二本松市根崎一一五五	同 日	通所リハビリテーション

福島県告示第二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十六年一月十七日

福島県知事 佐藤雄平

(社会福祉課)

介護予防
通所リハ
ビリテ
ション

事業所の名称	変更前	変更後	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	介護ステーション・つくし	福島市東浜町一七―三六		
			民間救急警備株式会社	福島県郡山市開成六―二二―一

(社会福祉課)

福島県告示第二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十六年一月十七日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サビスの種類
シヨート	会津若松	有限会社	福島県会津若松	平成二五年一一	短期入所

福島県告示第二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年一月十七日から同年二月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年一月十七日

福島県知事 佐藤雄平

(社会福祉課)

そよ風薬局相馬店	相馬市新沼字坪ヶ迫九八	ファーマスクエア株式会社	東京都中央区日本橋本町四―四―二	同 年一〇月三十一日	生活介護 介護予 防短期入所生活介護
なごやか	市新横町四―一〇	なごやか	市新横町四―一六	月三〇日	居宅療養管理指導 介護予 防居宅療養管理指導

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）いわき複合店 福島県いわき市泉第三土地区画整理地百十二街区ほか
- 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
 - 廃棄物に係る事項
 - 廃棄物については、減量化及びリサイクルに努めるなど、適切に処理を進めること。
 - その他

周辺住民から苦情が申し立てられた場合は、申立人及び関係機関の指導等に誠意を持って対処し、迅速な解決に努めること。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年一月十七日から同年二月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工

部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年一月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
会津若松ショッピングセンター 福島県会津若松市駅前町四十番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、
沢井地区に係る県営ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この
変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十六年一月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

- 二 縦覧の期間

平成二十六年一月二十日から
同 年二月十日まで (二十二日間)

- 三 縦覧の場所

石川町役場

(農村計画課)

福島県告示第二十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項で準用する同法第十
条第一項の規定により、後田地区土地改良事業共同施行が後田地区に係る農業基盤整備
促進事業を行うことについて、平成二十六年一月八日認可した。
平成二十六年一月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第三十号

福島県都市計画法施行条例(平成十一年福島県条例第七十六号)第三条第一項の規定
により次のとおり都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十四条第十一号の条例で
指定する土地の区域として指定し、その関係図書を縦覧に供する。
平成二十六年一月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 土地の区域

伊達市伏黒字上ヶ戸、字薬師堂、字西ノ内、字中古川、字新田、字堤下、字平下、
字東平、字西平、字平前、字観音前、字観音下及び字一本石の各一部の区域

- 二 指定年月日
平成二十六年一月十七日

縦覧に供する図書

- 三 位置図及び区域図の写し

縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課、福島県北建設事務所総務部行政課及び伊達市
建設部都市計画課

(都市計画課)

福島県告示第三十一号

宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第二十条第一項の規定により、
造成宅地防災区域を次のとおり指定する。
平成二十六年一月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

区域名	区域	区域の範囲
中満造成宅地	双葉郡檜葉町大字北田字中満	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部建築総室建築指導課、福島県相双
建設事務所建築住宅課及び檜葉町役場に備え置いて縦覧に供する。)
(建築指導課)

公 告

公告第十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の
とおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
平成二十六年一月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 土地改良区の名称
二本松市土地改良区
- 退任した役員
氏名 住所
理事 三保 恵一 二本松市永田馬保内三七番地

(農村計画課)

公告第十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十六年一月十七日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称
鮫川村土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 大樂 勝弘

同 関根 孝之助

同 関根 孝之助

同 関根 孝之助

同 関根 孝之助

同 関根 孝之助

同 関根 孝之助

同 関根 孝之助

同 関根 孝之助

同 関根 孝之助

同 関根 孝之助

同 関根 孝之助

同 関根 孝之助

同 関根 孝之助

同 関根 孝之助

同 関根 孝之助

同 関根 孝之助

同 関根 孝之助

同 関根 孝之助

同 関根 孝之助

同 関根 孝之助

同 関根 孝之助

同 関根 孝之助

同 関根 孝之助

同 関根 孝之助

同 関根 孝之助

同 関根 孝之助

同 関根 孝之助

同 関根 孝之助

同 関根 孝之助

同 関根 孝之助

同 関根 孝之助

住所

東白川郡鮫川村大字赤坂中野字大塩九五番地

同 郡同 村大字西山字戸倉一三一番地

同 郡同 村大字西山字馬場一二番地

同 郡同 村大字西山字馬場五七番地

同 郡同 村大字西山字鬼越二七番地

同 郡同 村大字西山字鬼越二七番地

同 郡同 村大字西山字戸倉二〇九番地

同 郡同 村大字西山字戸倉二〇九番地

同 郡同 村大字西山字戸倉二〇九番地

同 郡同 村大字西山字戸倉二〇九番地

同 郡同 村大字西山字戸倉二〇九番地

同 郡同 村大字西山字戸倉二〇九番地

同 郡同 村大字西山字戸倉二〇九番地

同 郡同 村大字西山字戸倉二〇九番地

同 郡同 村大字西山字戸倉二〇九番地

同 郡同 村大字西山字戸倉二〇九番地

同 郡同 村大字西山字戸倉二〇九番地

同 郡同 村大字西山字戸倉二〇九番地

同 郡同 村大字西山字戸倉二〇九番地

同 郡同 村大字西山字戸倉二〇九番地

同 郡同 村大字西山字戸倉二〇九番地

同 郡同 村大字西山字戸倉二〇九番地

同 郡同 村大字西山字戸倉二〇九番地

同 郡同 村大字西山字戸倉二〇九番地

同 郡同 村大字西山字戸倉二〇九番地

同 郡同 村大字西山字戸倉二〇九番地

同 郡同 村大字西山字戸倉二〇九番地

同 郡同 村大字西山字戸倉二〇九番地

同 郡同 村大字西山字戸倉二〇九番地

同 郡同 村大字西山字戸倉二〇九番地

同 郡同 村大字西山字戸倉二〇九番地

同 郡同 村大字西山字戸倉二〇九番地

（農村計画課）